

大阪府生活福祉資金 教育支援資金貸付のごあんない

教育支援資金は「生活保護世帯」、府市町村民税が「非課税」などの低所得世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、大学、高等専門学校等に就学するのに必要な経費を無利子で貸付する制度です。本資金は就学に必要な資金を貸付することにより、進学や就学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。高等学校等就学支援金等（高校無償化）、高等教育の修学支援の新制度による減免、各種給付型奨学金や大阪府育英会、日本学生支援機構奨学金（第一種・二種）等の貸付制度を優先し利用いただきますが、すぐに利用できない場合にそれまでの「つなぎ」として貸付します。

※ 各種給付・減免、大阪府育英会（高校）、日本学生支援機構（大学他）、各種奨学金の借入上限額を利用してなお、就学費用が不足する場合には「たらず」分として最短修業年限の申込みができます。

※ 申込み時に卒業までの本貸金や他の奨学金制度の利用を含む資金計画を作成いただきます。支払いの金額や納期をご確認いただいた上でご相談ください。

※ 返済は卒業後に始まります。返済計画について十分ご検討の上、お申込みください。

▶ 対象となる世帯：本資金は進学・在学する本人が借入申込者、属する世帯の生計中心者が連帯借受人となります。

- ① 大阪府内に居住されている世帯（居住地と住民票が一致していること）。
- ② 「生活保護世帯」又は下記の収入基準額以内の低所得世帯であること。
- ③ 外国籍の方の場合には在留資格を持ち、将来とも永住が確実に見込まれること。
（特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等に限る）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
世帯の収入基準 (平均月額)	246,000円	293,000円	351,000円	388,000円	442,000円

低所得世帯と判断する基準額です。家計急変の場合などはお相談ください。

▶ 対象とならない世帯

- ① 「生活福祉資金」（離職者支援資金、総合支援資金も含む、以下同じ）の連帯保証人がいる世帯。
- ② 「生活福祉資金」「小口生活資金」等の公的資金を借り、滞納（又は猶予）している世帯、および元世帯員。
- ③ 「母子・父子・寡婦福祉資金」「その他の公的資金」を利用し、就学に必要な資金を賄える世帯。
- ④ 破産申立手続中の世帯（特定調停、民事再生、任意整理等を含む）。
- ⑤ 大阪府社会福祉協議会が債権保有する資金(コロナ特例貸付を除く)に対し破産申し立てをした人がいる世帯。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が属する世帯。

【申込みにあたってご留意いただきたいこと】

1. 借金返済（又は先に立替えた資金に充てる）という理由では貸し付けできません。
2. 他の公的な給付や貸付の制度が利用できる場合には、そちらを優先して利用いただきます。
3. 返済能力を超えないようご注意ください。返済が見込めないと判断した場合、利用できません。
4. 借受後返済が滞ることのないようにしてください。返済が困難な時はすぐにご相談ください。
5. 申込みにかかる諸経費は、申込者等にご負担いただきます。
6. ご提出いただいた申込み書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。
7. 審査結果が「不承認」や「減額」となった場合、その理由についてはお答えできませんのでご了承ください。

相談・申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会へお問い合わせください

▶ **貸付内容**：高等学校には専修学校高等課程、短期大学には専修学校専門課程を含みます。

教育支援費		就学支度費	
高等学校	月額 35,000 円以内	高等学校	入学時のみ 500,000 円以内 ※ 受付期限は入学した月末
高等専門学校	月額 60,000 円以内	高等専門学校	
短期大学		短期大学	
大学	月額 65,000 円以内	大学	

教育支援費につきましては必要と認められる場合に限り限度額を引き上げることも可能です。費用に不足が生じる場合はご相談ください。

▶ **貸付の対象費用**：未払いである費用が対象です。

① 貸付の対象となるものは学校教育法に規定する高校、大学、高等専門学校等に必要な経費です。

例：教育支援費の対象となるもの：学校の指定により納付する授業料、通学費、学用品購入費、施設整備費、学生寮費用（食費除く）など就学するのに必要な経費

就学支度費の対象となるもの：入学時に学校の指定により納付する入学金・入会金や、制服、靴、かばん、体操着、タブレット、教科書代など入学に際し必要な経費

※ 海外留学や希望者のみのオプション(制服のバリエーションや研修)、指定購入以外の物品は対象外です。

※ クラブ活動に関する費用はスポーツ推薦で入学している場合のみ対象とします。

※ 学校教育法の規定外の教育施設に進学を検討している場合や年度途中の申込みはご相談ください。

② 最短修業年限が貸付期間です。留年の学年の費用は原則、対象になりません。

③ 申込金額は千円単位、端数は切り捨てとします。

④ 高額な自己資金が必要であり、本貸付を行っても費用の工面できない場合は貸し付けできません。

▶ **申込みに必要な書類** ☆は所定様式

① **借入申込書**☆

② **本人確認**（借入申込者と連帯借受人）ができる**官公署が発行した写真付の証明書**

③ **住民票**（世帯全員が記載され、続柄が明記されている3か月以内発行のもの。外国籍の場合は在留資格が明記）

④ 借入申込者と同居（単身赴任等で別居の場合はその方も含む）で収入のある方全員（常勤雇用でない未成年者は除く）の**現在の所得を証明する書類**。

例）直近の「府・市町村民税課税証明書（全事項証明のもの）」「源泉徴収票」「確定申告(写)」

▶ 生活保護世帯の場合は、福祉事務所長(大阪市内は保健福祉センター所長)の**保護意見書**☆

⑤ **生活福祉資金貸付事業に係る同意書**☆

⑥ 新入生は「**合格通知書**」、在學生は「**在学証明書**」

⑦ 就学期間中の**必要経費明細書**

⑧ **他の奨学金の決定状況が分かる書類**

例：大阪府育英会、母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構の採用候補者通知など

⑨ その他必要関係書類（例、債務等がある場合、その残高や返済状況がわかる書類等）

▶ **申込みの手続き**

まずは、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。申込みにあたっては、市区町村社会福祉協議会にて借入申込者・連帯借受人と面談を行います。なお本資金は民生委員の支援に基づく制度であり、貸付の利用については必要な時に相談できるよう ※ 民生委員と共有します。

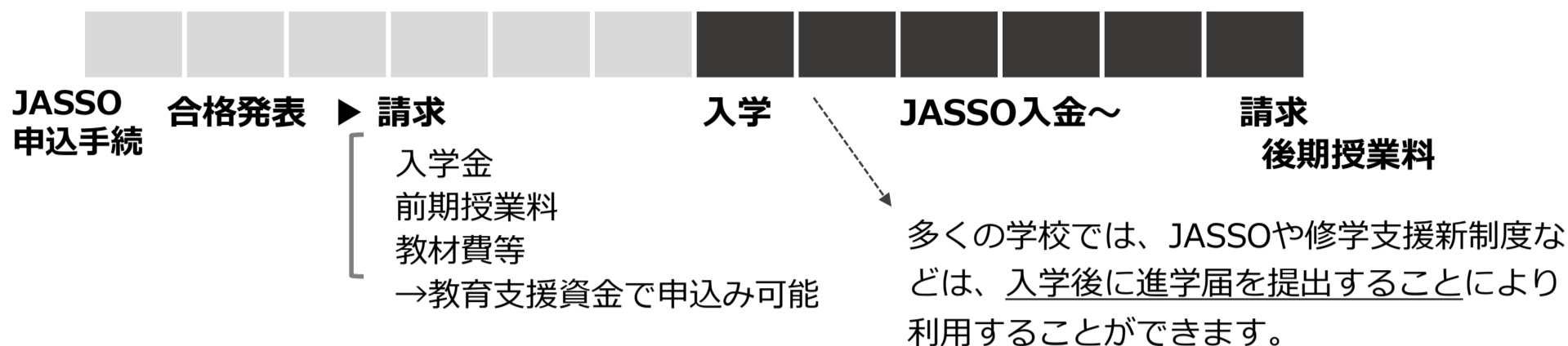
※ 民生委員は民生委員法により、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談などの活動を行っています。

▶ 貸付できる金額について

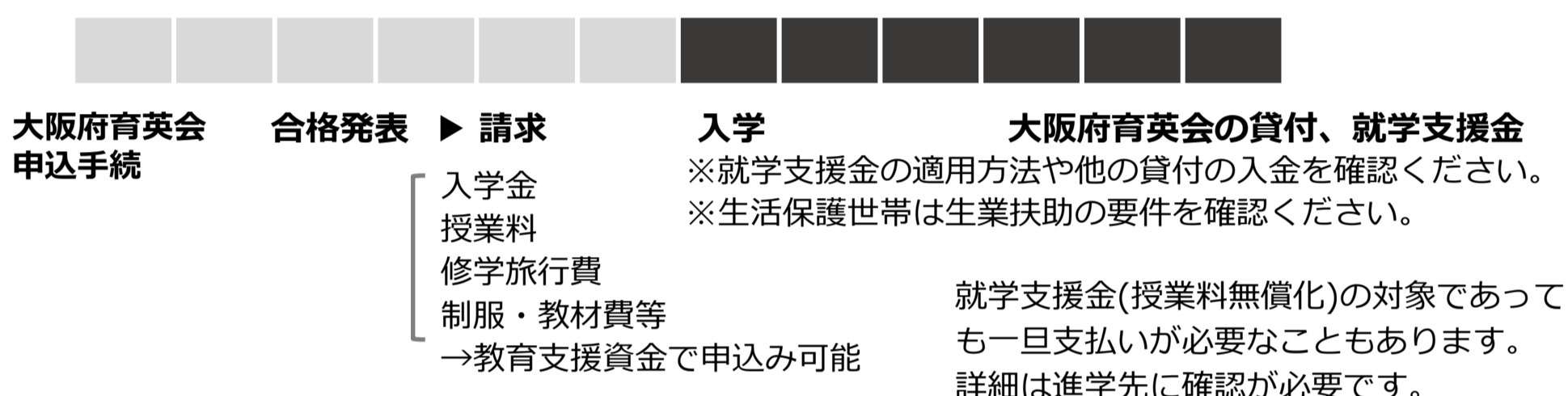
本資金は就学に関する他の支援制度のつなぎ資金、たらず資金として貸付します。

申込は年間を通じて随時受付しますが、合格後、進学先が確定してから受付を行います。

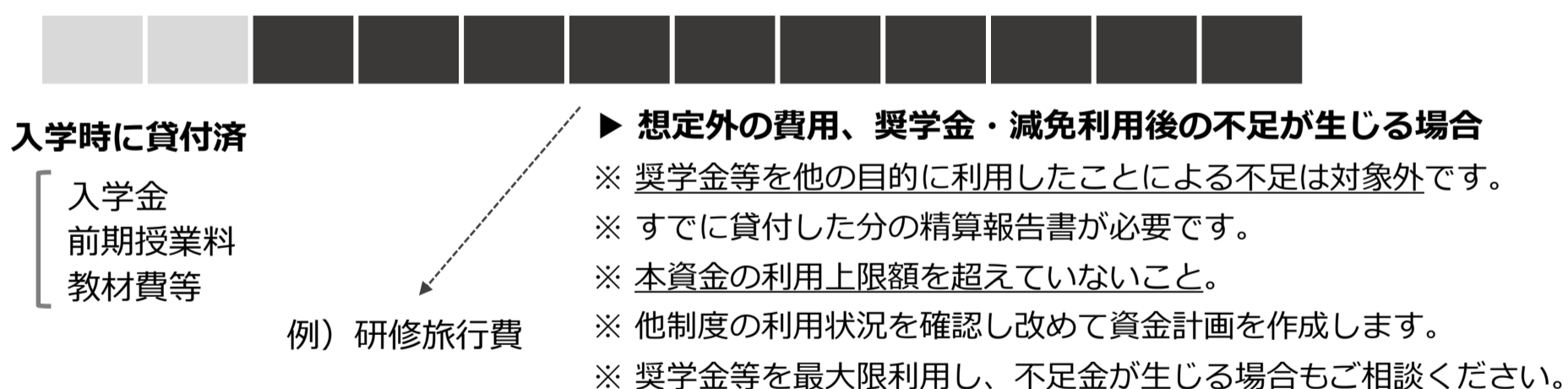
▶ 大学・専門学校に進学する場合（日本学生支援機構：JASSOの利用ができる場合）



▶ 高校に進学する場合（就学支援金、大阪府育英会の利用ができる場合）



▶ 在学中に不足する費用が発生した場合（追加での申込み）



▶ その他

- ① 入学先が確定しなければ所要額が算出できません。必ず入学先が確定してから（併願の場合も最終的に入学する学校が確定してから）本資金を申込みください。
貸付決定した学校と進学先が異なる場合は、一括して返済を求めることとなります。
- ② 退学等の場合、償還開始時期が変更になりますので、必ず連絡ください。
- ③ 貸付金の交付は所定の手続きが必要なため短期間では交付できません。希望される資金交付日に対応できない場合もあります。その場合は、学校側と学費延納についてご相談をお願いします。
- ④ 生活保護世帯は、高等学校等就学に必要な授業料、教材費、通学のための交通費等が生業扶助(公立高校相当分)として事前給付されることになっておりますので、公立私立を問わず、給付分を差し引いた当面必要な経費が貸付対象となります。
- ⑤ 他の「生活福祉資金」を借り入れている世帯は、当該世帯の返済能力を超えた借入にならないようご注意ください。

▶ 貸付決定と送金

① 貸付が決定すれば「借用書」に借入申込者、連帯借受人、親権者（借入申込者が未成年の場合）、連帯保証人（必要な場合のみ）が署名捺印し、「印鑑登録証明書」を添付し受付した市区町村社会福祉協議会に提出ください。

※ 借用書に記入いただく住所、氏名の表記および捺印した印鑑の印影は、添付いただく印鑑登録証明書と一致することが必要です。正確に記入し、確認の上、提出ください。不備の場合は書き直しいただく必要があります、送金が遅れることがありますのでご注意ください。

② 借入金は銀行振込となります。「振込口座申請書」に銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義（フリガナは必ず記入）の必要事項を記入して印鑑登録証明書などと一緒に提出ください。

▶ 償還（返済）期間について

学校卒業後6か月据え置いて償還（返済）が始まります。

償還回数は原則、各学校の修業年限の3倍以内で設定ください。

（例）3年制の高等学校の場合は9年間＝108回 4年制大学の場合は12年間＝144回

▶ 償還（返済）について

元金利子均等償還による返済になります。金融機関（銀行・郵便局等）の口座振替(自動引き落とし)を利用いただくことになります。口座振替日は毎月27日です（休日の場合は翌営業日）。毎月の返済金額を前日までに入金ください。残高不足などで口座振替ができなかった場合、当方からお送りするコンビニ専用の払込票にてお支払いください。なお最終償還期限までに償還金を完済できない場合は、残元金につき年3%の延滞利子が発生しますので、期限内に遅れないよう返済をお願いします。償還完了後に「借用書」をお返しします。

▶ 虚偽及び不正等が判明した場合

貸付金を他に流用したとき、社協による相談・支援に応じないとき、虚偽の申請その他不正な手段で貸付を受けたとき、故意に貸付金の償還を怠ったときは、貸付金の全部又は一部を一括償還いただきます。また虚偽の申請等不正な申込みと判断した場合は、警察に通報します。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 生活支援部

〒542-0065 大阪府中央区谷町七丁目4-15 大阪府社会福祉会館

TEL:06-6762-9474(貸付) TEL:06-6762-9480(償還)